

○平成二十一年文化庁告示第二十六号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第七条の七第一項第一号、同項第二号及び第三号（これらの規定を同令第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定に基づき、広く権利者情報を掲載していると認められる刊行物その他の資料等を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

文化庁長官 玉井 日出夫

（広く権利者情報を掲載していると認められる刊行物その他の資料）

第一条 著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号。以下「令」という。）第七条の七第一項

第一号（令第十二条の二において準用する場合を含む。）の文化庁長官が定める刊行物その他の資料は、次に掲げるもののすべてとする。

一 著作物、実演、レコード、放送又は有線放送の種類に応じて作成された名簿その他これに準ずるもの

二 広くウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイト

（広く権利者情報を保有していると認められる者）

第二条 令第七条の七第一項第二号（令第十二条の二において準用する場合を含む。）の文化庁長官が定める者は、次に掲げるもののすべてとする。

一 著作権等管理事業者その他の著作権又は著作隣接権の管理を業として行う者であつて、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項（同法第百三条において準用する場合を含む。）の裁定の申請に係る著作物、実演、レコード、放送又は有線放送と同じ種類のもの（以下「同種著作物等」という。）を取り扱うもの

二 同種著作物等を業として公衆に提供し、又は提示する者

三 同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする法人その他の団体

（日刊新聞紙への掲載に準ずる方法）

第三条 令第七条の七第一項第三号（令第十二条の二において準用する場合を含む。）の文化庁長官が定める方法は、社団法人著作権情報センターのウェブサイト三十日以上期間継続して掲載することとする。

#### 附 則

この告示は、平成二十二年一月一日から施行する。